

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時
				検体1	検出下限値
[5] 3-クロロ-5-[3'-(ジメチルアミノ)プロピル]-10,11-ジヒドロ-5H-ジベンゾ[b,f]アゼピ ン (別名: クロミプラミン) 初期環境調査・水質(単位: ng/L) 地点ベース検出頻度: 8/16(欠測等: 0) 検体ベース検出頻度: 8/16(欠測等: 0) 検出範囲: nd~1.5 検出下限値範囲: 0.020 検出下限値: 0.020 要求検出下限値: 0.94	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋 (石狩市)	nd	0.020
	札幌市	2	新川第一新川橋 (札幌市)	0.18	0.020
	秋田県	3	秋田運河 (秋田市)	nd	0.020
	群馬県	4	神沢川波飯橋 (伊勢崎市、前橋市)	0.023	0.020
	千葉県	5	養老川浅井橋 (市原市)	nd	0.020
	東京都	6	荒川河口 (江東区)	0.023	0.020
	横浜市	7	鶴見川亀の子橋 (横浜市)	1.5	0.020
	川崎市	8	多摩川河口 (川崎市)	0.021	0.020
	長野県	9	諏訪湖湖心	nd	0.020
	名古屋市	10	堀川港新橋 (名古屋市)	0.14	0.020
	京都市	11	桂川宮前橋 (京都市)	0.20	0.020
	大阪府	12	大和川河口 (堺市)	nd	0.020
	大阪市	13	大川毛馬橋 (大阪市)	0.036	0.020
		14	大阪港	nd	0.020
	和歌山県	15	紀の川河口紀の川大橋 (和歌山市)	nd	0.020
	大分県	16	大分川河口 (大分市)	nd	0.020

(注1) 「検出頻度 (地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数 (欠測等は除く) を、

「検出頻度 (検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数 (欠測等は除く) をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd: 不検出